



三原シティカレッジ(市民講座・夏休み特別企画) 7月からの開講分

申し込み 開講日の前日までに、郵送、ファクスまたはEメールで①講座名②郵便番号・住所③名前(ふりがな)④職業(学年)⑤電話番号を県立広島大学三原キャンパスへ
※電話での申し込みはできません。

講座名・内容	講師	とき	定員	ところ
■第1回海浜健康講座 ①海浜セラピー概論Ⅰ ②海浜セラピー概論Ⅱ ③海浜セラピー認定条件 ④ストレスチェック ⑤ロコモチェック ⑥海浜セラピー実践論 ⑦海浜セラピーモデル基地 ⑧安全管理	県立広島大学 名誉教授 大塚 彰さん 教授 金井秀作さん 教授 田中 聡さん 教授 沖 貞明さん	①～④7月1日(土) ⑤～⑧7月8日(土) 13時～16時30分	各30人 ※健康増進や海浜セラピーに関心のある人が対象。	県立広島大学三原キャンパス ※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。
■子どもたちへの地域での発達支援 ①地域ネットワークによる発達支援 ②三原市における療養施設の現状と課題 ③教育委員会・教育現場からの支援の現状と課題 ④家族に対する支援の現状と課題	県立広島大学 教授 林 優子さん 准教授 古山 千佳子さん 講師 吉岡和哉さん 助教 山西葉子さん	①7月7日(金) ②7月28日(金) ③8月25日(金) ④9月15日(金) 19時～20時30分	各100人 ※発達に課題のある子どもの支援に関わる保護者や医療・保健・福祉・教育関係者などが対象。	
■脳と身体のいきいきトレーニング ～認知症予防講座～ ①運動しながら脳を鍛えよう ②アミューズメントで脳のアンチエイジング ③認知症と生活習慣病	県立広島大学 教授 原田俊英さん 教授 飯田忠行さん 助教 高宮尚美さん	7月15日(土) ①13時～14時 ②14時10分～15時10分 ③15時20分～16時20分	各30人 ※動きやすい服装で参加してください。	
■精神科・精神看護について ①精神疾患の基礎知識 ②精神科におけるメンタルヘルス・ストレス対策 ③精神科・精神看護の地域包括支援等について ④精神科・精神看護について	県立広島大学 准教授 井上 誠さん 助教 近藤 美也子さん ほか	①7月29日(土) ②8月5日(土) ③8月19日(土) ④9月2日(土) 10時～12時	各30人程度 ※中学生以上が対象。	
夏休み特別企画 ■高校生のためのプレマプレパ教室 ①命の誕生を学びましょう ②赤ちゃんについて学びましょう ③育児疑似体験をしましょう ④赤ちゃんって？育児って？触れ合い体験をしましょう	県立広島大学 准教授 日高陵好さん 助手 伊藤良子さん ほか	①～③7月22日(土) ④7月23日(日) 9時45分～12時10分	各15人 ※高校生が対象。 ※申し込みは7月19日(水)まで。 ※動きやすい服装で参加してください。	
夏休み特別企画 ■親子で参加！子どもとスリムラボ ①今の生活スタイルって太りやすいの？ ②子どもの太りすぎがなぜいけないの？ ③子どもといっしょに生活を考えてみよう！	県立広島大学 講師 吉岡和哉さん	①7月23日(日) ②8月6日(日) ③8月20日(日) 13時30分～15時	各3～10組 ※体型が気になる小学生と家族が対象。	
夏休み特別企画 ■オンリーワン工作～自由に楽しく作ろう～ ①作るものを考えよう ②作り始めよう ③続きを作ろう ④完成させよう	県立広島大学 講師 高木雅之さん	①7月27日(木) ②8月3日(木) ③8月10日(木) ④8月17日(木) 10時～12時	各30組 ※5歳児～小学6年生が対象。	

県立広島大学三原キャンパスツアー

大学と地域の交流を図るため、普段は見ることのできない大学内の施設を巡るツアーを開催します。

とき 25日(火) 9時～12時

※食堂体験は13時まで。

内容 実習室などの見学、食堂体験(希望者)など

定員 40人(申し込み先着順)

参加費 無料

※食堂体験には200円が必要。

※免許証などの身分証明書をお持ちください。

申し込み 電話、ファクスまたはEメールで①名前②電話番号③勤務先(学校)④食堂体験の希望の有無を県立広島大学三原キャンパスへ

※食堂体験の申し込みは14日(金)まで。



☎県立広島大学三原キャンパス(〒723-0053 学園町1-1)
 ☎0848・60・1200 ☎0848・60・1134
 ✉mrenkei@pu-hiroshima.ac.jp

市の財政状況をお知らせします

平成28年度一般会計

☎財政課 ☎0848・67・6028

予算の状況

平成28年度当初の一般会計予算額は467億6,500万円でしたが、6月豪雨災害復旧事業や新庁舎建設事業な

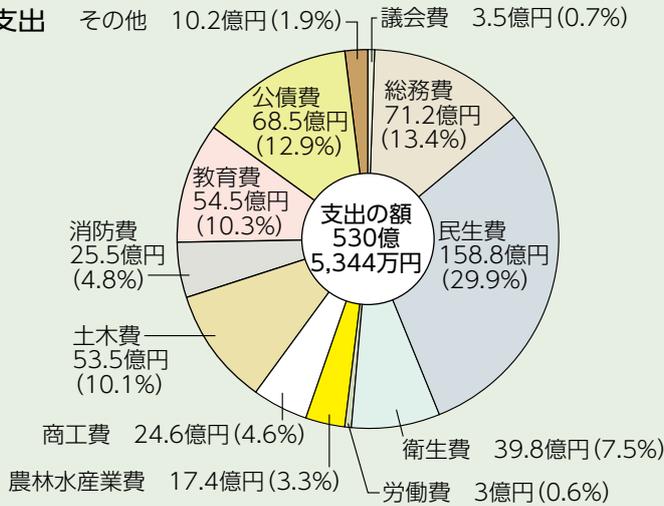
どの補正増や平成27年度からの繰越しによって、3月末時点の予算額は530億5,344万円になりました。

●収入

主な市税収入として、市民税(54.7億円)、固定資産税(67.3億円)、都市計画税(7.8億円)があります。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
530億5,344万円	139億2,636万円	26.2%

●支出



最も大きな支出は、民生費(158億7,620万円)じゃ。主に保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービスに使われているぞ。

2番目に大きな支出の総務費は、新庁舎の建設などに使われておるぞ。



市債(借入金)と基金(貯金)の状況(平成29年3月31日現在)

市債のうち、臨時財政対策債(186.8億円)は返済する額を国が100%負担します。また、学校や道路を建設するための事業債(368億円)の返済額の約7割(約257億円)は国から支援措置があります。

市債現在高	基金現在高
554億7,880万円	120億4,742万円

●1世帯あたりに換算すると……

市債残高は 126万739円	基金残高は 27万3,774円
-------------------	--------------------

※平成29年3月末現在の市の世帯数44,005世帯から算出しています。

詳しい財政状況は、情報公開コーナー(市役所本庁3階)、市ホームページで公開しています。

次回は、決算の状況についてお知らせします。

人権講演会を開催します

人権文化センターで人権講演会を開催します。
※各講演とも希望者は直接会場へ。

入場料無料

本郷会場:本郷人権文化センター(本郷北三丁目)

とき 4日(火)13時~15時
演題 大久野島の毒ガス被害・加害の歴史
講師 毒ガス島歴史研究所事務局長 山内正之さん
定員 50人(先着順)
※講演前にオカリナ教室受講生の皆さんによる演奏があります。
☎本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

とき 19日(水)19時~20時30分
演題 中国電力の人権啓発の取り組みについて
講師 中国電力株式会社人材活性化部門
マネージャー 政光勝典さん
定員 100人(先着順)
☎人権文化センター(☎0848・66・1111)



国保だより

加入者みんなで支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。
皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡など保険給付の大切な財源となります。

● 税率・課税限度額

今年度の国保税の税率と課税限度額は前年度から据え置き、表1のとおりとしました。

● 軽減判定所得の基準を引き上げ

国保税の5割軽減は被保険者数に乘ずる金額を26万5千円から27万円に、2割軽減は被保険者数に乘ずる金額を48万円から49万円にそれぞれ改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。

● 世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課にお問い合わせください。

第1期の納期限は今月31日(月)です。

表1 平成29年度の税率と課税限度額

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40~64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.0%	2.6%	2.7%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額[加入者一人あたり]	23,600円	8,500円	9,500円
④平等割額[一世帯あたり]	23,200円	7,700円	6,600円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

※①~④の合計額が年間の国保税額となります。
※課税限度額とは税額の上限のことです。

● 年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替による支払いになります。

● 国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

対象 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人

申請方法 雇用保険受給資格者証・保険証 対象者の個人番号カードまたは通知カード・印鑑を持って市民税課(市役所本庁2階)へ

● 国保税の減免制度

次の人は国保税が減免されます。
対象 災害や65歳以上で事業の廃止による離職などで国保税の納付が困難な人

※詳しくは市民税課へお問い合わせください。

● 納付が困難なときは相談を

やむを得ない事情などにより納付が困難な場合は、滞納のままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

● 更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所地域振興課で手続きしてください。

☎ 保険医療課(国民健康保険について)

☎ 0848・67・60050

☎ 0848・67・60311

☎ 0848・67・60315

☎ 0848・67・60315

表2 8月以降の70歳以上の人の自己負担限度額

区分		自己負担限度額(1カ月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
市民税課税世帯	現役並み所得者	57,600円	80,100円+1% ※3 (4回目以降44,400円)
	一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降44,400円)
市民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(※2)	8,000円	15,000円

※1 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の場合。
 ※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税で、その世帯の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)の合計額が0円の場合。
 ※3 医療費が26万7千円を超えると、超えた額の1%を自己負担限度額に加算。

●70歳以上の人の高額療養費自己負担限度額が変わります
 8月から70歳以上の人の自己負担限度額を一部引き上げ、表2の太枠部分のとおりとします。

●新しい被保険者証が届きます
 今月下旬に新しい被保険者証(紫色)が届きます。8月1日から使用してください。

●市民税課税世帯の自己負担限度額を引き上げ
 8月から市民税課税世帯の自己負担限度額を一部引き上げ、表1の太枠部分のとおりとします。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新
 市民税非課税世帯の人が受診した場合、減額認定証を医療機関に提示すれば、食費や居住費、医療費の自己負担額が表1のとおり減額されます。

●対象 市民税非課税世帯の人
 手続き 被保険者証と印鑑を持って、保険医療課または各支所地域振興課へ
 ※手続きした月の初日から適用となります。
 ※今までに手続きし、今年度の市民税が非課税世帯の人は、8月からの減額認定証を被保険者証に同封して送付します。

後期高齢者医療だより

表1 受診した場合の自己負担限度額と食費・居住費

区分		自己負担限度額(1カ月)		入院	療養病床入院	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	食費(1食)	食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯	現役並み所得者	57,600円	80,100円+1% (4回目以降44,400円)	360円 (来年4月から460円)	460円	320円(※3)
	一般	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (4回目以降44,400円)			
市民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円	210円 (長期入院該当160円)	210円	320円(※3)
	区分Ⅰ(※2)		15,000円	100円	130円 (老齢福祉年金受給者100円)	320円(※3) (老齢福祉年金受給者0円)

※1 同一世帯の世帯員全員が市民税非課税の場合。
 ※2 同一世帯の世帯員全員が市民税非課税で、その世帯の各所得(年金所得は控除額80万円として計算)の合計額が0円の場合。
 ※3 平成29年10月から370円になります。

●平成29年度の保険料の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表2)。年間保険料の限度額は57万円です。

●保険料の納付について

今月中旬に保険料額決定通知書(納付書)を送付します。納付は原則、年金からの天引きですが、天引きできない場合は納付書または口座振替による支払いになります。

年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

表2 平成29年度の年間保険料の算出方法

均等割額 44,795円	+	所得割額 (総所得額など-基礎控除33万円) ×所得割率8.97%	=	年間保険料 (限度額57万円)
-----------------	---	---	---	--------------------

●保険医療課 被保険者証・減額認定証について

☎0848-676056
 市民税課(保険料について)
 ☎0848-676031
 税制収納課(口座振替について)
 ☎0848-676034